

令和 5 年 度 第 4 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 令和 6 年 2 月 1 日 (木)
午後 4 時 3 0 分～
会 場 宇都宮市役所 1 4 階
1 4 大会議室

1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 報告事項

- ・ 報告第 1 号 国民健康保険税に係る制度改正について

- (2) 協議事項

- ・ 協議第 1 号 答申書 (案) について

- (3) その他 (情報提供)

- ・ 栃木県国民健康保険運営方針 (第 3 期) について・・・・・・参考資料 1, 2
- ・ 宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画 (第 3 期データヘルス計画) について
・・・・・・・・・・参考資料 3

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和6年2月1日現在

委 員 種 別	氏 名	役 職 等	備考
第 1 号 委 員 被保険者代表	横須賀 咲 紀	市議会議員	
	若 林 芽 育	市議会議員	
	田 中 勇 大	宇都宮商工会議所青年部 専務理事	
	土 屋 貴 子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	櫻 井 則 子	市農業委員会 会長職務代理	
	坂 本 悦 男	公募委員	
	根 本 智 子	公募委員	
第 2 号 委 員 保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代	松 本 国 彦	市医師会 会長	
	野 間 重 孝	市医師会 副会長	
	増 山 哲 茂	市医師会 副会長	
	石 原 雅 行	市医師会 副会長	
	北 條 茂 男	市歯科医師会 会長	
	生 井 俊 一	市歯科医師会 副会長	
	高野澤 昇	市薬剤師会 会長	
第 3 号 委 員 公 益 代 表	原 ちづる	市議会議員	
	菅 野 大 造	市議会議員	
	◎塚 田 典 功	市議会議員	
	○福 田 茂 夫	市社会福祉協議会 副会長	
	釧 持 幸 子	市民生委員児童委員協議会 会長	
	平 野 幸 子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 委員	
	小 野 篤 司	宇都宮短期大学 准教授	
第 4 号 委 員 被用者保険等 保 険 者 代 表	宮 崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静 子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野 沢 良 治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

◎：会長

○：会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
小 島 泰 久	保健福祉部長
黒 崎 彰 弘	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※ 1
井 上 源 夫	保険年金課長補佐 ※ 2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
大 嶋 聡	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真佐樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真理子	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
菊 地 由美子	保険年金課国保給付グループ総括
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
鈴 木 信 晴	健康増進課長
岩 下 あす香	健康増進課長補佐
吉 澤 貴 志	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
田 邊 亜希子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

報告第1号

国民健康保険税に係る制度改革について

1 令和6年度税制改正の概要

国民健康保険税（以下「保険税」という。）の課税の内容を含む「令和6年度税制改正大綱」が令和5年12月22日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令等の改正・施行が予定されている。

これに伴い、令和6年度以降の保険税の課税に係る軽減判定基準及び課税限度額が変更となる。

2 税制改正の内容及び本市の対応

(1) 軽減判定基準の改定

応益割（均等割・平等割）に係る低所得者の軽減のうち，5割軽減・2割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

〔軽減判定の所得基準額〕

7割軽減	変更なし	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5割軽減	改正前	$43\text{万円} + 29\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}(\ast)) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43\text{万円} + \underline{29.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}(\ast)) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	改正前	$43\text{万円} + 53.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}(\ast)) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43\text{万円} + \underline{54.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}(\ast)) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※特定同一世帯所属者数…国保から後期高齢者医療制度に移行した後も，継続して同一世帯に属する方の人数

(参考) 軽減判定のモデルケース

下記の条件の世帯を想定して軽減判定を実施

- ①夫婦2人世帯
- ②どちらも給与所得あり
- ③世帯総所得は160万円

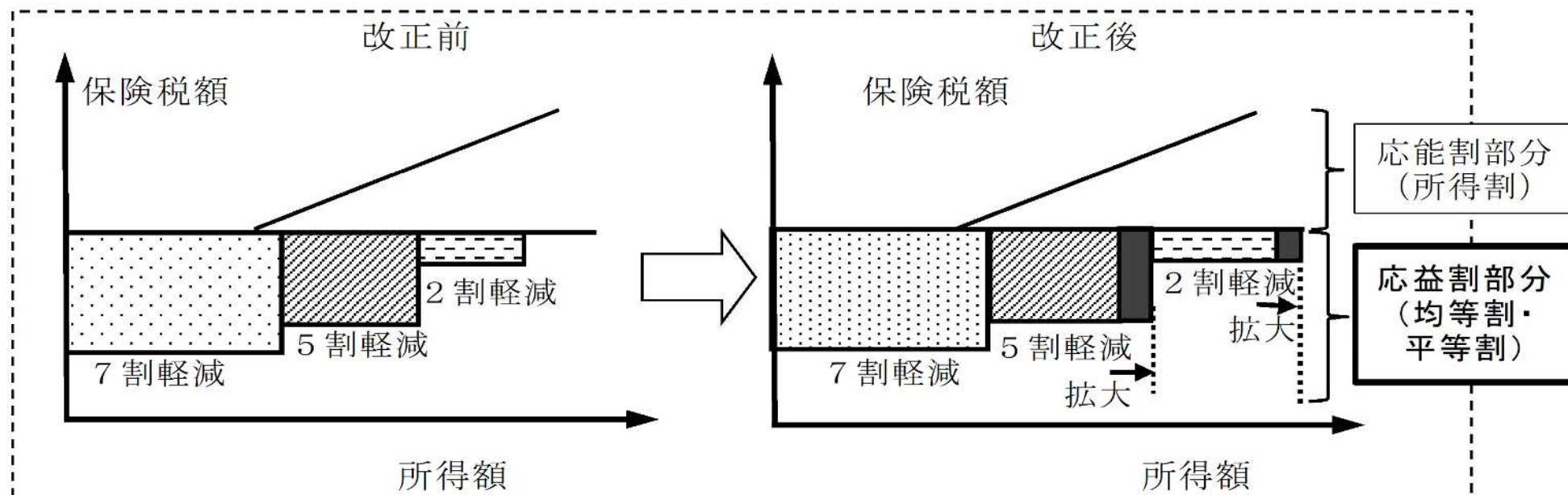
	所得基準額の計算式	所得基準額
7割軽減	【計算式】 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ → (上記世帯の場合) $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (2\text{人} - 1) = 53\text{万円}$	53万円
5割軽減	【計算式】 $43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ → (上記世帯の場合) $43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times 2\text{人} + 10\text{万円} \times (2\text{人} - 1) = 112\text{万円}$	112万円
2割軽減	【計算式】 $43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ → (上記世帯の場合) $43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times 2\text{人} + 10\text{万円} \times (2\text{人} - 1) = 162\text{万円}$	162万円

⇒算出した所得基準額よりも世帯総所得が低い場合に軽減対象

⇒上記世帯の場合、世帯総所得(160万円) < 2割軽減所得基準額(162万円) なので **2割軽減** に該当

2 税制改正の内容及び本市の対応

【改正のイメージ図】



【本市の対応】

地方税法施行令の改正後，令和6年3月末までに条例改正を行い，令和6年度の保険税課税分から適用する予定

2 税制改正の内容及び本市の対応

(2) 課税限度額の改定

保険税の課税の上限額となる課税限度額を年額 1 0 4 万円から 1 0 6 万円に引き上げる。

【本市の対応】

令和 6 年度の本協議会において、令和 7 年度の課税限度額の引上げの有無について、ご協議いただく予定

(案)

宮国保運協第 号

令和 6 年 2 月 日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 塚 田 典 功

国民健康保険税の税率の見直し等について（答申）

令和 5 年 8 月 1 0 日付け宮保年第 2 0 4 1 号により諮問の
ありました標記の件につきまして、本協議会を開催し、関係資
料に基づき慎重に協議した結果、結論を得ましたので答申いた
します。

答申に当たって

国民健康保険（以下「国保」という。）については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより 1 人当たりの医療費が増加する傾向にある一方、被保険者には国民健康保険税（以下「保険税」という。）の負担能力の低い無職者や低所得者が多いことから財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、多くの市町村において厳しい財政運営を余儀なくされている。

このため、国においては都道府県単位での国保の安定的な財政運営を確保するため、法改正により「保険税水準の統一」について、都道府県の国保運営方針の必須記載事項とし、令和 5 年度には各都道府県における取組を支援するため、「保険税水準統一加速化プラン」を策定したところである。

本県においては、法改正を受け「栃木県国民健康保険運営方針（第 3 期）」を策定し、原則として「県内のどこに住んでも、同じ世帯構成、同じ所得水準であれば、同じ保険税水準を目指していく」との「保険税水準の統一」の考え方（定義）などを明記するとともに、令和 10 年度までに納付金の算定において、各市町の医療費指数を反映させない方法へ段階的に移行させた後、県内市町間における保険税の収納率較差が一定程度まで縮小された時点から完全統一を実現していくこととした。

こうした中、宇都宮市においては、国保事業の安定的な運営を図るため、「第 2 次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」に基づき、保険税収納率の向上や医療費の適正化に向けて、各種施策・事業を計画的かつ着実に進めてきたことにより、一般会計からの繰入金（財政安定化支援事業分）は、年々削減が図られているところであるが、更なる国保財政の健全化に向け、これまでの各種取組を継続強化し、より一層の経営努力に取り組む必要があるとともに、持続可能な国保制度を維持するために進められている「保険税水準の統一」に向け、今後、県内市町間の収納率較差縮小が不可欠であることから、更なる収納率の向上が必要である。

今般，本協議会では，保険税の税率の見直し等について市長から諮問を受け，国保の財政健全化に向けた今後の取組，保険税の税率等
の見直しについて被保険者を取り巻く状況を勘案し，慎重に議論を重ねてきたところであり，その意見を集約し，次のとおり答申する。

1 財政健全化策について

国保財政の健全化に当たっては、保険者である宇都宮市自らが積極的に経営努力を行い、財政健全化策をこれまで以上に推進することが肝要であることから、「第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」に掲げた施策について、現状分析を十分に行いながら、引き続き実効性のある取組を実施されたい。

特に、保険税収納率の向上については、保険税負担の公平性を鑑み、「ペイジー口座振替受付端末機」を活用した新規国保加入者等への口座振替の加入勧奨を着実に実施するとともに、滞納者の状況把握や納付資力に応じた早期の差押処分の実施など、より一層の収納対策の強化に努められたい。

また、医療費の適正化については、A Iを活用した特定健診の受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨を強化するとともに、ジェネリック医薬品差額通知の送付や多受診・重複受診者への適正受診の促進により、1人当たりの医療費の増加抑制に努められたい。

2 税率等の見直しについて

(1) 税率と負担の在り方について

持続可能な国保制度を維持するために進められている「保険税水準の統一」の円滑な実現に向け、県内市町間の収納率較差縮小が不可欠であるため、まずは本市収納率の更なる向上を図ること、また、国などによる経済対策の動きはあるものの、昨年度から続く物価の上昇により、被保険者に更なる負担を求め得る状況にないことから、令和6年度の保険税の税率については現行どおりとする。

なお、保険者の責めに帰さない要因による財政負担に対しては、一般会計からの繰入（財政安定化支援事業分）を令和6年度においても実施することが適当である。

(2) 課税限度額について

地方税法施行令（以下「政令」という。）に定める課税限度額については、令和5年3月に、後期高齢者支援金分が20万円から22万円に改正されたところであり、国は今後も、課税限度額を段階的に引き上げる方針を示している。

課税限度額を超える高所得世帯については、中所得世帯に比べ所得に対する保険税負担の割合が低く抑えられていることから、保険税負担の公平性の観点や国の動向を踏まえると、令和6年度は課税限度額を引き上げることが適当である。

なお、令和6年度税制改正において、課税限度額の引上げが予定されていることから、政令が改正された場合は、令和7年度の課税限度額について本協議会において検討することが適当である。

令和５年度宇都宮市国民健康保険運営協議会開催経過

- 1 第１回運営協議会（令和５年８月１０日）
 - (1) 令和４年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
 - (2) 令和５年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
 - (3) 令和４年度国保アクションプランの主な取組実績と令和５年度国保アクションプランの主な取組について
 - (4) 令和５年度国民健康保険税の課税状況について
- 2 第２回運営協議会（令和５年１１月１６日）
 - (1) 県内保険税水準の統一について
 - (2) 産前産後保険税免除制度について
- 3 第３回運営協議会（令和６年１月１１日）
 - (1) 国民健康保険税の税率等の見直しについて
 - (2) 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて
- 4 第４回運営協議会（令和６年２月１日）
 - (1) 国民健康保険税に係る制度改正について
 - (2) 答申書（案）について

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員

(会長及び職務代理者以外は五十音順)

会長	塚田	典功
職務代理者	福田	茂夫
委員	石原	雅行
委員	小野	篤司
委員	小山田	静子
委員	菅野	大造
委員	釧持	幸子
委員	坂本	悦男
委員	櫻井	則子
委員	高野澤	昇
委員	田中	勇大
委員	土屋	貴子
委員	生井	俊一
委員	根本	智子
委員	野沢	良治
委員	野間	重孝
委員	原	ちづる
委員	平野	幸子
委員	北條	茂男
委員	増山	哲茂
委員	松本	国彦
委員	宮崎	務
委員	横須賀	咲紀
委員	若林	芽育